

再発防止に向けた改善方策について

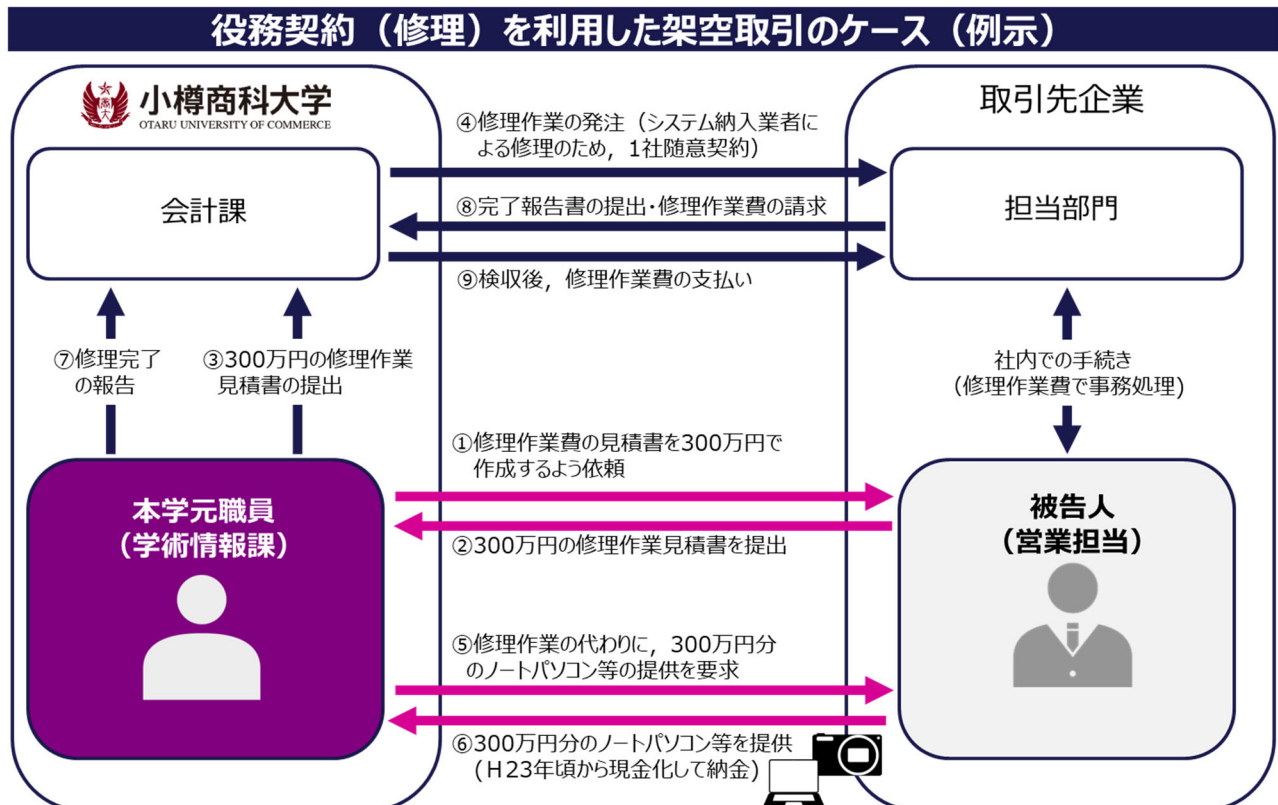
1. 経緯

令和2年9月11日に業務上横領事件の公判（札幌地方裁判所）において、本学元職員が検察側の証人として出廷し、大学の業務を株式会社北海道ジェイ・アール・システム開発に不正発注し、現金を得ていた旨、一部新聞やテレビ等で報道されました。

本学としては、事実関係の調査を担う調査委員会を設置するとともに、リスクマネジメント委員会の下に、「不正防止対策検討専門部会（以下「専門部会」という。）」を設置し、再発防止に向けた改善方策の検討に着手いたしました。

2. 専門部会における検討

- 1) 再発防止に向けた改善方策の検討にあたって、本来であれば、本学元職員の不正行為の内容を確認したうえで、検討を進めるべきところですが、本学元職員が証言した公判記録については、係争中で入手することができませんでした。
- 2) このため、専門部会では、業務上横領事件の公判における被告人からの供述内容等を踏まえて、再発防止に向けた改善方策の検討を進めることとしました。
- 3) 業務上横領事件の公判を通じて得られた、本学元職員の不正行為の主な手法は、「役務契約を利用した架空取引や上乘取引（下図参照）」及び「仕様書（案）等の作成依頼」が挙げられます。

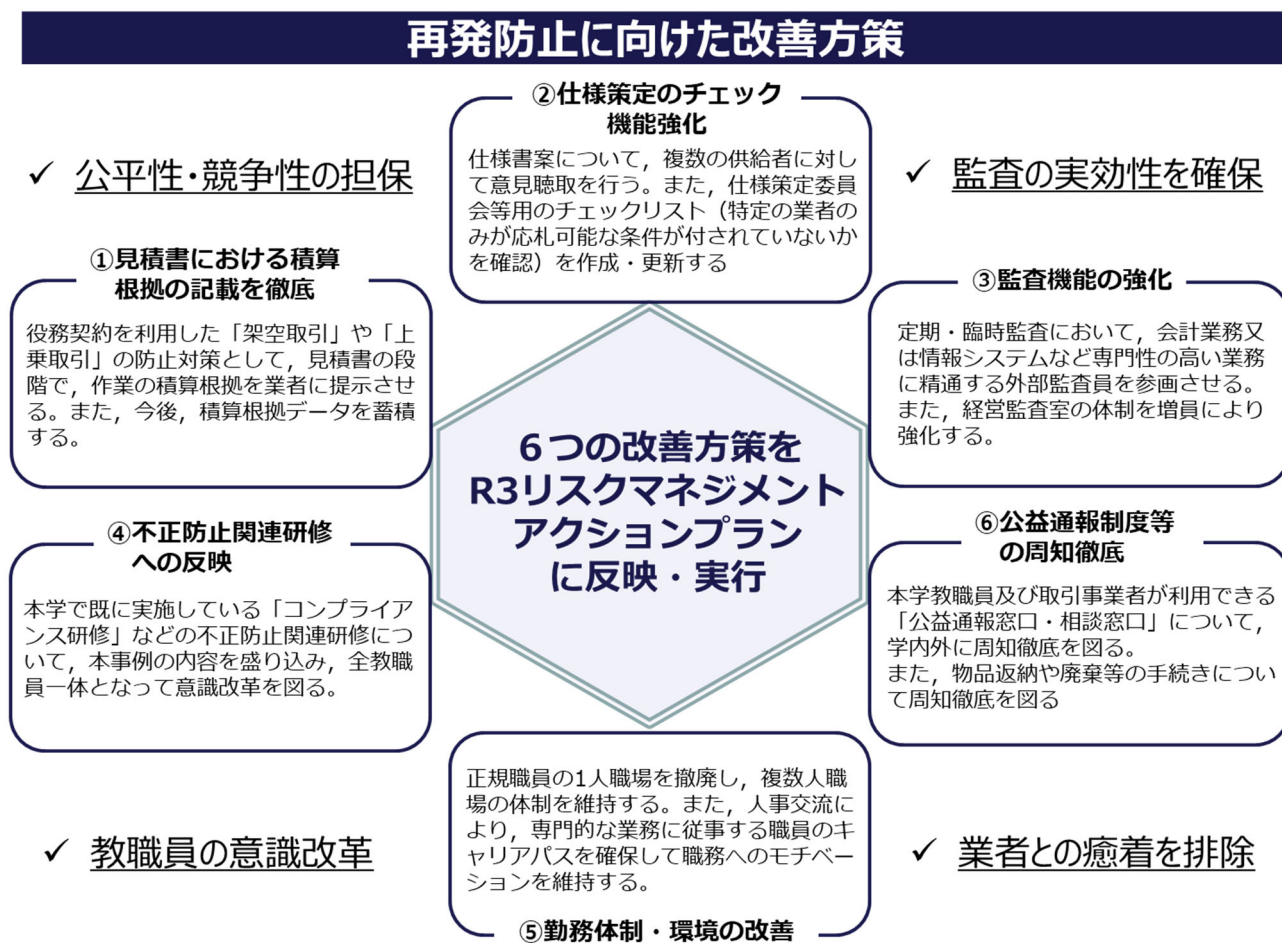


※役務契約を利用した上乘せ取引（本来の作業費にノートパソコン等の代金を上乘せ）のケースについても、ほぼ同様の流れ

- 4) 「仕様書（案）等の作成依頼」とは、本学が作成すべき仕様骨子（案）や仕様書（案）について、本学元職員からの依頼に基づき、被告人が作成していたというものです。被告人は同案の作成により事前に情報を入手できますので、メーカーへの特価申請を他社に先駆けて行うことができます。また、他社が対応できない事項を仕様書（案）に盛り込むことで、入札等を有利に進めることが可能となります。
- 5) さらに、専門部会では、被告人が関与した取引先企業に係る支払い記録や現物についての確認を行いました。本学会計課による事務処理手続きに瑕疵はなく、物品及び役務契約の支払い関係書類については、書面上の不備は確認できませんでした。また、納入物品について、概ね現物を確認できましたが、一部現物を確認できませんでした。それらの物品については、当初の保管場所以外の場所に移動されている可能性が高く、関係部署による確認を継続して実施中です。

3. 再発防止に向けた改善方策

専門部会では、被告人の供述内容や本学会計システムの検証結果等を踏まえて、再発防止に向けた改善方策(案)を取りまとめ、リスクマネジメント委員会において了承されましたので、本学としては、各ステークホルダーのご理解・ご協力を得ながら、可能なものから順次実施いたします。



4. 本学元職員への聞き取り調査について

- 1) 本学元職員に対しては、調査委員会による聞き取り調査に協力するように継続的に打診しておりますが、業務上横領事件の札幌地方裁判所の有罪判決（懲役3年6月）後、被告人が

控訴したため、元職員からは高等裁判所の判決が出されるまで応じられない旨連絡を受けているところです。

2) 現在、本学と元職員との間には雇用関係がないため、強制的に調査を行うことはできませんが、元職員に対して聞き取り調査に応じるように今後も継続して打診を行い、真相究明に努めていく所存です。

令和3年5月17日

国立大学小樽商科大学長 穴 沢 眞

【本件に関する問い合わせ先】

国立大学法人小樽商科大学総務課

Tel: 0134-27-5204

E-mail: shomu@office.otaru-uc.ac.jp